

2026年度「あいちの環境ビジネス発信事業」企画・運営等業務委託 仕様書

1 業務の目的

「メッセナゴヤ 2026」に出展し、優れた環境技術を有する県内企業が開発した 3R 製品や省エネルギー等の環境技術を発信する場を提供するとともに、サーキュラーエコノミーや循環ビジネスを普及する場を創出し、循環ビジネスの普及・展開を図る。

2 業務の概要

「メッセナゴヤ 2026」へ愛知県ブースを設置し、優れた循環ビジネスを展開する企業の取組やサーキュラーエコノミー型の製品・サービス等を紹介する。

3 事業内容

メッセナゴヤ 2026 への愛知県ブースの設置

- ・「企業出展スペース」は、1 企業あたり 2m×2m 程度を確保する。
- ・サーキュラーエコノミーを普及する展示スペースを設置する。
- ・循環ビジネスを普及する展示コーナー及び共有スペースを設置する。
- ・愛知県ブースは、統一コンセプトのもと、見栄えが良く、独創性があり、インパクトのある展示とする。また、愛知県としてサーキュラーエコノミーや SDGs を推進していることが来場者に伝わるような展示とする。

<会期>

2026 年 11 月 11 日（水）から 11 月 13 日（金）

（オンライン開催期間 2026 年 10 月 26 日（月）から 11 月 30 日（月））

<場所>

ポートメッセなごや

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2 番地

<展示面積>

108 m²（展示会主催者からは、スペース渡し。）

<参加企業等（公募）>

18 社（4 m²×18 区画）

4 委託業務の内容

「メッセナゴヤ 2026」へ愛知県ブースを出展するため、その出展に係る企画調整、運営及びこれに付随する業務一式。

（1）会場借上げ等

- ・展示ブースの借上げ等業務

（各会場の出展小間料等の見込み額）

出展小間料：1,925,000 円（税込）

※土間小間出展料（12 小間）及びオンライン出展料（18 社程度＋1 団体）

- ・使用に係る調整、手続、光熱水費等経費の支払
- ・参加企業等が負担する小間料等の一部の徴収（専有面積分の 1/2 相当 見込み額； 4 m²あたり 37,278 円（税込））

（2）企画調整業務

- ・事業目的を達成するための総合的な事業実施計画を作成し、これに基づき、展示会主催者等関係機関、参加企業等との連絡・調整を行う。
- ・愛知県ブースへの参加企業等の選定にあたっては、委託者と協力して応募者の受付・選定を行う。また、ブース利用計画・図面等を作成する。

(3) 準備業務

- ・事業実施計画やブース利用計画・図面等に基づき、関係機関や参加企業等と調整しながら、事業の具体化や実施に向けた準備を行う。
- ・参加企業等に対し、本事業に係る運営のための周知、指導に関する業務を行う（必要に応じて、事前説明会や個別指導を行う）。
- ・参加企業等の展示物等に対して、必要なアドバイスをを行う（原則、参加企業等の展示物に関して、統一的な装飾以外の費用負担はしない）。
- ・参加企業等の出展に当たり、各種申請等が必要な場合はそれに関する業務を行う。
- ・事業実施計画等を反映した運営マニュアルを作成する。
- ・サーキュラーエコノミーを普及する展示スペースの設置に必要な業務を行う。
- ・上記の他、事業の実施に必要な準備を行う。

(4) 設営業務

- ・ブース利用計画・図面等に従い、展示物や機材・工作物の設置、電気工事など、出展に必要な業務及びそれに付随する業務を行う。
- ・設置に当たっては、会場施設等の構造、形状を損なわないように十分配慮する（必要に応じ養生を行う）とともに、展示会主催者が定めるレギュレーションを遵守すること。
- ・参加企業等が出展するために必要な搬入、設置作業等に対し、運営マニュアル等に基づき、適切な指示や誘導、サポートを行う。

(5) 管理・運營業務

- ・愛知県ブース全体を管理・運営するための管理者等を配置し、委託者と調整を図り総括的に管理・運営を行う。
- ・事業の実施に当たっては、委託者と連携しながら運営マニュアルや展示会主催者が定めるレギュレーション等に基づき、円滑に業務を遂行させる。
- ・愛知県ブースへの来場者に対して、必要な安全対策を行う。
- ・展示会において緊急事態が発生した場合は、委託者や展示主催者等と調整し、適切に対応する。
- ・愛知県ブースへの来場者を効果的に呼び込むことができるよう、来場者に配布する啓発用資材を作成し、動線に配慮する。
- ・ブースの管理・運営等に当たり、県が別に定める「イベント開催に当たっての環境配慮実施要領」第3に掲げる事項について、可能な限り環境配慮を行う。
- ・上記の他、愛知県ブースの管理・運営に必要な業務を行う。

(6) 撤去業務

- ・終了後の撤去を適正に行い、原状復帰を行う。
- ・撤去に当たっては、スタッフの配置等、必要な安全対策を行うとともに、展示会主催者が定めるレギュレーションを遵守すること。
- ・参加企業等が撤去するに当たって、運営マニュアル等に基づき、適切な指示や誘導、サポートを行う。

- ・愛知県ブース内で発生したごみの処理や、ブース内の清掃を行う。

(7) オンライン出展業務

- ・参加企業のオンライン出展に対して、運営マニュアル等に基づき、適切な指示や支援、サポートを行う。
- ・愛知県の取組をPRするオンライン出展ページを作成し、主催者へ提出する。
- ・サーキュラーエコノミーを普及する展示スペースを作成し、主催者へ提出する。
- ・その他、オンライン出展に必要な業務を行う。

4 成果物

- ・報告書（紙媒体2部、電子媒体：CD-ROM1枚）

報告書には展示会出展に係る事業記録（記録写真、新聞・メディア等の掲載記事を含む）、出展の効果検証や今後の課題検討（出展企業等へのアンケートを含む）等を含むものとする。

5 留意点

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名定め、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 採用された企画の実行にあたっては、委託者と受託者の協議の上で内容を変更することがある。

6 契約履行期間

契約締結日から2027年1月15日（金）まで